入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

令和6年4月18日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約
- (2) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3)履行期間 令和6年6月3日から令和7年3月31日まで
- (4)履行場所 ハローワーク尼崎マザーズコーナー 尼崎市南塚口町2-12-18塚口若松ビル2階

2 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得て いる者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格者(全省庁統一資格)で、近畿地域の「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2 年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - 才 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6)経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内 労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別 措置法

- (9)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- 4 入札への参加及び入札書の提出方法

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合 に限り、紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間:本公告開始日から令和6年5月7日(火)17時00分まで 交付方法:上記の期間中、兵庫労働局ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加申請書(競争入札参加申込書)の受付期間 本公告から開始日から令和6年5月7日(火)17時00分まで
- (3)入札書の受付期間

本公告開始日から令和6年5月7日(火)17時00分まで

- 6 開札日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年5月8日(水) 11時00分
 - (2)場所 兵庫労働局 総務課会議室(神戸クリスタルタワー14階)

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札保証金及び契約保証金 免除
- (3)入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を 上記5 (2)の期限までに提出しなければならない。 また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、 又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認 のうえ参加すること。

(9) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

- (10) その他 詳細は入札説明書による。
- 8 入札関係書類に関する問い合わせ先

 $\mp 650 - 0044$

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー14F

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 担当:手塚

TEL 078-367-9173 mail: tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

入札説明書

ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合 には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてくださ い。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 手塚宛

Mail: tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名:ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約
- ② 受領日 (ダウンロード日)
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号 017

所在地番号 28

2 調達内容

- (1) 調達件名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約
- (2) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 令和6年6月3日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 ハローワーク尼崎マザーズコーナー

尼崎市南塚口町2-12-18塚口若松ビル2階

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格者(全省庁統一資格)で、近畿地域の「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 船員保険
 - 工 国民年金
 - 才 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、 労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、 是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りでは ない。
 - ※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、 家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関 する特別措置法

- (9)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

- (1) 電子調達システムにより入札を行う場合
 - ① 入札参加申請書受付開始 令和6年4月18日(木) 9時00分から *申請時添付書類
 - 資格審査結果通知書(写)
 - ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについて の「保険料納付に係る申立書」
 - ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓 約したもの)
 - 役員等名簿
 - ② 入札参加申請書受付締切 令和6年5月7日(火) 17時00分まで

 - ⑤ 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の 手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代 理人による応札は認められない。

(2) 紙による入札を行う場合

- ① 競争入札参加申込書受付開始 令和6年4月18日(木) 9時00分から
 - ※ 原則、郵送での受付とする。競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、 余裕をもって郵送し、下記(5)の担当者あて電話で受領確認をすること。
 - *申込時添付書類
 - 資格審查結果通知書(写)
 - ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについて の「保険料納付に係る申立書」
 - ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓 約したもの)
 - 役員等名簿
 - 競争入札参加申込書
 - ・委任状(代理人(復代理人)をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立 ち会いを行う場合)

- ② 競争入札参加申込書受付締切 令和6年5月7日(火) 17時00分まで
- ④ 入札書受付締切(必着) 令和6年5月7日(火) 17時00分まで
- ⑤ 入札書の提出方法

入札書は当局様式にて作成し、封筒(長形3号)に入れ封をしたのち、入札書受付締切日時までに提出すること。また、その封皮に次の点について朱書きすること。

- ・ 入札者氏名(法人の場合はその名称または商号)
- ・ 宛名(「兵庫労働局支出負担行為担当官 殿」とする。)
- ・ 開札日(本件の開札日について、「5月8日開札」と記載する。)
- 調達件名(本件の調達件名)
- 「入札書在中」
- ※ 原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、 余裕をもって郵送し、下記(5)の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記(4)の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

(3) 開札

① 開札日時及び場所

日時:令和6年5月8日(水)11時00分

場所:神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務課会議室

② 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は 開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③ 紙による入札の場合

紙による入札参加がある場合で、入札参加者が立ち会わないときは、入札事務に 関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果についてはメール や電話等で通知する。

なお、上記(2)の⑤の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、第1回目の開札に立ち会わなければ、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

また、開札に立ち会う場合にあっては、開札執行職員の求めに応じられるよう、 競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参し、代表 者でない者が立ち会う場合は、当局様式の**委任状**も併せて提出すること。

④ 開札に立ち会う場合における開札会場の入・退場について

開札に立ち会う場合において、立会者は、開札会場には開札の定刻までに入場すること。定刻が過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむ

得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再入 度札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。また、電子調達システムにおい ては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先 〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局総務部総務課会計第1係 手塚

電話 0 7 8 - 3 6 7 - 9 1 7 3 mail: tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

5 入札及び開札に関する注意事項

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ① 競争入札参加申込書または、参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
 - ② 入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
 - ③ 紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
 - ④ 紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
 - ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
 - ⑥ 入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
 - ⑦ 担当官が入札不完全と認めた場合。
 - ⑧ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
 - ⑨ 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。
- (2)入札書には、入札者の所在地・氏名の記入をし、<u>日付については提出日を記入する</u> こと (開札日ではない)。

金額の記載については、算用数字を使用し、最初の数字の末尾に. - (ピリオド ハイフン) を記入すること。

また、<u>入札金額については、本契約の履行に要する一切の諸経費も含めた総価により入札価格を見積もること。</u>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の100に相当する額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上 げ)を入札書に記載すること。

(3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。

- (4) 予定価格を超過するなどの理由により再度入札とする場合、再度入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (5) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (6) 入札参加申請(申込)後、入札へ参加しないことになった場合は、**辞退届**を速やかに提出すること。
- (7) 落札者の決定にあたり、開札会場にて落札業者名及び落札価格を発表するととも に当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報 公開請求がなされたときは、公開することがあるため、了承すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金 免除
- 7 前払金及び部分払 部分払有

8 落札者

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を 落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名(法人の場合はその名称)及び落札 金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- 9 支払の条件 「契約書 (案)」のとおり

10 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ①調達ポータルURL

https://www.p-portal.go.jp/

②調達ポータルヘルプデスクTEL

0570 - 000 - 683 (ナビダイヤル)

03 - 4332 - 7803 (IP電話等の場合)

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫 労働局総務部総務課会計第1係まで連絡すること。

- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、<u>書面又はメールにより令和6年4月30日</u>(火) 17時までに上記4(5) に示した場所に提出すること。
- (5) 入札金額を算定するにあたり、業務管理費には賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理 費等その他諸費用を全て見込むこと。

- (6) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に 支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札に参加すること。
- (7) 入札説明会は実施しない。
- (8) 入札参加者は、入札書の提出(電子入札機能により入札した場合を含む)をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (9) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

仕 様 書

1 目的

ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおいて、子育てをしながら就職活動が行いやすい施設・設備、体制の整備及びサービスの充実を図るため、保育に関する専門的なノウハウを有する民間保育関連事業者へ安全サポートスタッフを業務委託し配置することにより、子どもの安全面及び衛生面について十分な配慮を行い、更なる子育て層の利用促進を図る。

2 委託期間

令和6年6月3日~令和7年3月31日

3 委託場所

ハローワーク尼崎マザーズコーナー 尼崎市南塚口町2-12-18塚口若松ビル2階

4 委託日

上記2の委託期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(令和6年12月29日~令和7年1月3日)を除く月~金曜日の201日間(別紙「令和6年度 安全サポートスタッフ業務日程表」のとおり)。その他兵庫労働局の定める臨時閉庁日を除く。

5 委託時間

午前10時00分から午後5時00分まで(7時間/日)

6 委託内容

- (1)職業相談、職業紹介、求人閲覧、就職支援セミナー等のためにハローワーク尼崎 マザーズコーナーに来所する求職者が同伴する子どもの安全サポート業務及び見 守り等それに付属する業務
- (2) キッズコーナー・授乳室等子どもが接触する部分の清掃、備置された玩具・絵本 等備品の管理、整理、消毒作業等の環境整備全般

7 配置する安全サポートスタッフ

(1)保育士資格を有する者のうち、直近10年以内に1年以上の保育関係業務にかかる実務経験がある者を、常時配置(※)すること。

※常時配置できれば人数は問わない。

(2)前月の25日までに、翌月に配置を予定している安全サポートスタッフの氏名及び配置スケジュールを記載した配置予定表をハローワーク尼崎マザーズコーナーあて提出すること。

また、すでに提出した配置予定表に変更がある場合は、1週間前までに(急病等やむを得ない場合を除く。) ハローワーク尼崎マザーズコーナーあて連絡すること。

(3)配置される安全サポートスタッフは、ハローワーク尼崎マザーズコーナーの職員 との視覚的区別が容易につくよう、受託事業者の社員であると判り、かつ、氏名が

記載された名札、腕章等を着用すること。

(4)配置された安全サポートスタッフ及びその業務について著しく問題があると認められる場合は、兵庫労働局またはハローワーク尼崎マザーズコーナーより受託者に対し是正を求める場合があること。

なお、これに係る経費については、受託事業者において負担すること。

8 成果物

(1) 日次報告

受託事業者は、子どもの安全サポート時間、性別、年齢、様子等を記載した業務日報を、翌日午前中までにハローワーク尼崎マザーズコーナーあて提出すること。

(2) 月次報告

受託事業者は、毎月の実績及び報告事項等を記載した業務月報を、翌月5日まで にハローワーク尼崎マザーズコーナーあて提出すること。

なお、当該報告書の記載内容等については、受託事業者決定後、別途協議のう え定めるものとする。

9 留意事項

- (1)受託事業者は、キッズコーナー等の環境整備のための清掃器具・消毒用品、救急用品等を用意すること。
- (2) 受託事業者は、サポート中の安全・衛生面には十分に配慮することとし、当該委 託業務中に生じた事故等による損害について全てその責任を負うこと。
- (3)受託事業者は、本業務に関する管理者を設定し、兵庫労働局及びハローワーク尼崎マザーズコーナーと委託前及び定期的に調整を図る体制を整備すること。
- (4) 受託事業者及び安全サポートスタッフは、契約の履行にあたり、知り得た兵庫労働局の業務及び利用者の個人情報に関する事項を外部に漏らしてはならない。同事項の漏えい事案を発生させた場合は全てその責任を負うこと。

また、受託業務終了後においても同様とする。

(5) 受託事業者及び安全サポートスタッフは、履行場所において、利用者に商品等の 販売を行ってはならない。

また、当該商品等の宣伝、受託事業者及び安全サポートスタッフ自ら実施するサービスの勧誘、宣伝等それとみなされる行為も行ってはならない。

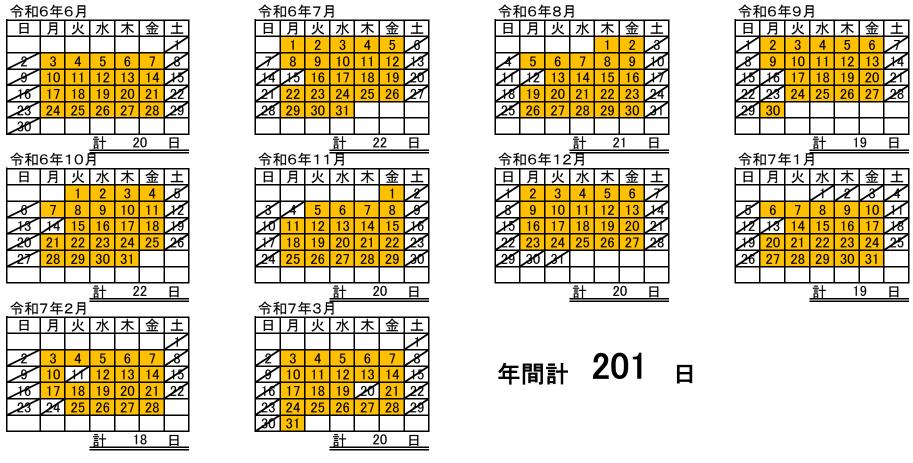
- (6) 委託業務の完了までに要するすべての費用は受託事業者の負担とする。
- (7)契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札に参加すること。

10 その他

(1) 委託業務の処理について、その全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む)に委託し、あるいは請け負わせてはならない。ただし、やむを得ない事情により、委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにしたうえで、あらかじめ、兵庫労働局の承認を得ること。また、再委託を行う場合は、再委託先から必要な報告を徴収すること。

- (2)作業計画の大幅な変更を要する事態の発生等契約上の重大な問題が生じた場合、 受託者は事業担当部局 兵庫労働局職業安定部職業紹介係 (078-367-0802) 契約担 当部局 兵庫労働局総務部総務課会計第1係 (078-367-9173) に対し、速やかにそ の内容を報告すること。
- (3) 受託者においては、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

【尼崎】 令和6年度 安全サポートスタッフ業務日程表



(凡例) 出勤日 / 休暇日 ※令和6年6月3日~令和7年3月31日までの出勤日数は、合計201日。

※一日当たりの時間は、午前10時~午後5時の7時間。

契約書 (案)

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 板松 一郎(以下「甲」という。)と(会社名)(役職)(氏名)(以下「乙」という。)は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、役務を甲の指定する場所に納入(搬入の場合も含む。以下同じ。) するまでに 要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約

契約金額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円)

(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28 条第1 項及び第29 条並びに地方税法 第72 条の82 及び72 条の83 の規定に基づき、契約金額に110 分の10を乗じて得た額 である。)

契約保証金 免 除

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。 (納入場所及び期限)

第2条 役務の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書の記載のとおり

納入期限 別添仕様書の記載のとおり

(検査)

- 第3条 乙は、役務を納入しようとするときは、甲の指定する検査職員に報告すると ともに、あらかじめ希望日時、場所、役務名、数量等の必要事項を通知し、立会の上 検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものと する。
- 3 納入役務は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。 (危険負担)

第4条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行 ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払 いの義務を免れるものとする。

(納期の有償延期)

- 第5条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に役務 の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅 滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

- 第6条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限 に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求すること ができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して 納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第7条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に 相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

- 第8条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合 に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期 間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認めら れるときは、何らの催告を要しない。
- (1) 第5条及び第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格 役務の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う役務の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第28条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら の催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。 (損害賠償)
- 第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたとき は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じた ときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求する ことができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(再委託)

- 第10条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出 し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合 は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者 (以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものと する。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。 (再委託先の変更)
- 第11条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第10条第2項ただし書に 該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認 を受けなければならない。

(履行体制)

- 第12条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該 第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行 体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3に準じた書式により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。) の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた ときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同 法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提 起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しく は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の 写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、 速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部 又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の 請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった 場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定す る期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金 の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若 しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったと き。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法 第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、 乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

- 第16条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を 作成し、甲へ提出するものとする。
- 2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やか にその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。) の役員等(個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした 場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人 等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託 者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当 該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としな いことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるように しなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下

請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該 下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための 措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第23条 甲は、第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより 乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、 第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害 が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介 入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否 させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及 び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

らない。

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により 行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を 要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することが できる。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を 受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。 (厚生労働省所管法令違反に係る違約金)
- 第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求 に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契 約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければな
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又は この契約の目的以外に利用してはならない。

(納入役務が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第29条 甲は、第3条に規定する納入検査に合格した納入役務を受領した後において、当該納入役務が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、不足分の提供を行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び 本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は 契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2 項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第30条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁 判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条第2項、第9条、第14 条、第15条、第17条、第21条、第23条、第27条、第28条、第29条、第 30条及び本条はなお有効に存続するものとする。 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年●月●日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長

板松 一郎 印

乙 (住所) (会社名) (役職)

(氏名) 印

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称 代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称 代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

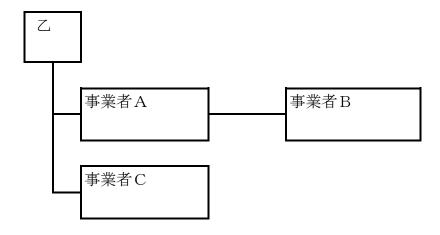
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
В			



保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当 社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止 処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

□ 私

□ 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 参加資格の適正化
- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。(※再委託対象案件に限る。)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所 在 地 事業所名 代表者名

役員等名簿

事業所名			

閁	「 仕	地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日		
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日

(注)法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員(監査役含む)を記入してください。

競 争 入 札 参 加 申 込 書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

申込人 所 在 地 事業所名 代表者名

下記件名の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

- 1 件 名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
 - ※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、社印及び 代表者印を捺印すること。

入 札 書(紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

所 在 地 事業所名 代表者名 代理人(復代理人)

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約

入札金額(総価格) ¥ (消費税等抜き)

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合、及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。



- ※ 契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て)とするので入 札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ)を入札書に記載すること。
- ※ 入札金額は算用数字で記入すること。また、**金額の末尾**に「. -」(ピリオド ハイフン)を記載すること。

委 任 状

私儀

今般

を代理人と定め、下記の権限を委任

いたします。

記

1 件名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託 契約

2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる 復代理人の選任に関する権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者 所 在 地 事業所名 代表者名

委 任 状

私儀

今般

を復代理人と定め、下記の権限を委

任いたします。

記

1 件名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約

2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者(代理人) 所 在 地 事業所名 代表者名

代理人(復代理人)による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人(復代理人)をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

1 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その<u>法人の本店、また</u> は本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」 ・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

2 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その<u>法人の支店、また</u> <u>は営業所等</u>に所属する場合は、**委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚 が必要**になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用(1枚目)】

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」 ・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の

所属する支店または営業所等の長

【復代理人用(2枚目)】

「競争入札参加者(代理人)」

・・・・1 枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

- ※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。
- ※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権(復代理権) を授与された者に限ります。
- ※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

所 在 地 事業所名 代表者名 代 理 人(復代理人)

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 ハローワーク尼崎マザーズコーナーにおける安全サポート業務委託契約